

議会基本問題調査特別委員会（第5回）

日 時 平成28年3月16日（水）

13:00～13:30

場 所 議会棟 第2会議室

出席者 委員長、副委員長、委員9名（欠席：なし）（傍聴者：なし）

説明員 なし

書 記 川上主任、岩崎事務局長

○坪倉委員長 ただいまから議会基本問題調査特別委員会を開会いたします。座って進行させていただきます。よろしくお願い致します。昨年12月定例会以降この特別委員会の活動が停滞をとりまして、申し訳なく思っておりますけれども。課題となっておりますことについて、今後、協議、検討を進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。本日予定をしておりますのは、議長、副議長立候補者の所信表明の規定についてということ。それから議員定数についてと、2つ準備をさせていただきました。1番にあります議長、副議長立候補者の所信表明の規定につきましては、議長の発案といいましょうか、提案として会議規則なり、どこかの条文に議長、副議長を志す議員の立候補というか、決意、所信を表明する機会を、公に設ける公式に設けるという規定を作って欲しいというか作ったらどうかという提案がありまして、それに基づいて今回提案するものでありますので、ご協議、検討いただきたいと思いますのでよろしくお願い致します。議長の方から何かありますか。

○村上委員 今委員長の方からありましたように、若干この度の議長、副議長選挙についても町民の皆さん方から、本会議でなく密室の中で若干が決められとるんじゃないかというような意見もいただいた経緯もありますし、できれば、本会議の休憩をしておる中に、全員協議会をして、今は決めておりますけれども、その場で立候補表明をしていただいてその後に投票するという方法の方が、町民の皆さん方にもわかりやすいし、どういう思いでやっとならうというのが十分出るんじゃないかなということ、とりあえず委員長の方にこういった方法の方がいいんじゃないかなということ提案をしたところですので、ご協議いただきたいと思いますという具合に思います。

○坪倉委員長　この規定を設けることについて皆さんから意見があれば出していただきたいと思いますが。他の議会、市議会も含めて、他の議会においては議会基本条例に盛り込んでおられるところもありますが、今回提案しておるのは会議規則の中に、こういった規定を設けてはどうかという事で提案をしております。まず、この規定を設けることについて意見があれば出していただきたいと思います。久代委員。

○久代委員　予てから、そういう意見、今議長おっしゃったような意見も住民の中からもあっていきますし、よりその議会、議長、副議長を先頭とする議会のその活性化という意味でもね、やっぱり本会議場でやっぱりこういう所信表明というか。この志願者という書き方はどうかなと思いますけれども。立候補をしたい者はやっぱり所信をきちっと述べて、皆さんの賛同を得るといいと思いますので、条項加えるということは、賛成です。

○村上委員　それで先般の会の時にも、局長とちょっと相談したんですけれども、基本的には事務提要の中には、全員協議会もしくは何とかを開いてやるんだというルールがとりあえずあったんです。そこら辺のことはとりあえず飛び越えて、こういったような提案をして変えたところの市町村議会もあるようですので、それにすればいいじゃないかなという思いで提案をしておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○坪倉委員長　他に意見がありますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○坪倉委員長　ないようですので規定を設けるということで条文の整理に移っていききたいと思いますので、よろしくお願ひします。先程議長から少しありましたけれども、議会における正副議長選挙については地方自治法第103条に規定をされております。その手続きについては、公職選挙法を準用するという事になっております。例えば公式の投票用紙を使わなければならないとか、候補者1名の名前を書かなければならないとか、代理投票ができるとか、法定得票数とかという規定は準用されておりますけれども、立候補の規定は準用されていません。立候補の規定が準用されていないということで、先程議長が言われたように全員協議会なりその他の機会で行っておるのが通例でありました。そこを規則の中に盛り込んで公式なものにしようというのが今回の取り組みであります。立候補の規定が準用されていないというのは、議員全員が議長になりうる候補者であるということが前提であります。ですので、あえて立候補制はとっていないということなんですけれども、その辺もご理解をいただいた

上で次のページに掲示しております会議規則の一部改正案についてご覧をいただきたいと思ひます。第4章が選挙の事柄について規定した章であります、その第26条に「議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。」という文言、条文がありまして、その次に所信表明という項目を挿入をしたいと、加えようとするものであります。26条の2といたしまして、「議長、副議長の選挙にあつては、それぞれの職を志願する者は、第26条《選挙の宣告》の規定による宣告の後、第29条《投票用紙の配布及び投票箱の点検》に規定する投票用紙の配布までの間に所信を表明するものとする。ただし、投票の対象者は、所信を表明した者に限定されない。」というふうにしております。この会議規則全体的に、例えば26条選挙の宣告の規定による宣告の後とか、複雑な表現になってはいますが、会議規則全体がこういう表現になっておりますので、ちょっとややこしいんですけども。要するに議長がこれから選挙を行いますという宣告した後、事務局職員が投票用紙を各議員のところに配布するまでの間に、こういった所信表明の機会を設けると。そこは議長の口述の中で出てくるというふうに思ひますが、そういう規定にしてあります。「ただし、投票の対象者は、所信を表明した者に限定されない。」ということであり、ここを所信表明をした者に限定をしますと地方自治法103条の公職選挙法の準用規定の中に、立候補の規定が準用されていないので、ここを所信表明者に限定すると上位法に抵触する、という事になりますので、こういう書き方をしております。何か質問とかありますでしょうか。すみません、そこで第26条2の前のカッコ書きの、志願書というところは志願者に訂正をお願いいたします。

○久代委員 その志願という表現はどうなんですか。

○坪倉委員長 これは単純に、よその議会の文言を引っ張ってきました。

○久代委員 文言ですか。一般的に立候補を志願するという。志願する者でしょ。

○坪倉委員長 立候補を志願じゃなしに、議長を志願する者。

○久代委員 志願する。

○坪倉委員長 志願するということが結果として、立候補という行為に繋がるということ。立候補でわかりやすいのかもしれませんが、そこら辺の表現がどうなのかということと、文章的に繋げるのにどうかということと、公職選挙法の立候補規定を準用しないということからすれば立候補という言葉は使わないほうがいいのかなという感じもいたします。福田副議長。

○福田委員 皆さんにわかりやすくするためには、議会だけ知っとしてもいけんけえ、住民にわかるような立候補の仕方にすればいいんじゃない。

○坪倉委員長 そういう意見であります。皆さんの合意で決めていけばいいんですが、いわゆる志願、いわゆる志すということで町民の皆さんにも理解をしていただけるものと私は思いますけれども、いかがでしょうか。先程言いましたように立候補の規定を準用しないということで、誰もが候補者であるという地方自治法の考え方からいくと、志す者、志願者という表現の方がいいのかなと思います。

○久代委員 法文上、他の議会の例に引いたことであるのならば、別に問題はないというふうに思います。立候補ということと、但し書きがあつて誰でも被選挙人だと、投票にあたってはね。すべての議員が被選挙人だということも明記されておるし、その面で言えば立候補という言葉をあえて使わなかった他の選出選挙のあり方について、やっぱり準用されたそれなりの理由がわかりますので、志願でいいと思います。

○坪倉委員長 他にありませんか。では、この条文のままです。

○福田委員 志願された方が出た場合ですよ。所信を述べるわね、した人が。それで今委員長がいうのは、他の人でもいいということでしょう。それはおかしい。所信表明を規制化するのなら立候補する者もやっぱり所信表明をするべきじゃない。私そう思うよ。

○坪倉委員 議長。

○村上委員 今回の答で私が言うべきではないのかもしれませんが、基本的には普通の選挙で立候補されていない人を書いた場合には無効票になりますよね。けれども、このたびの議長選挙、副議長選挙は議員になった人全員が、とりあえず候補者になり得る話なので。だからそういったような話からすれば、志願をされていないという書きの方が、最後の条項の中で所信を表明した者に限定されないという部分があるのは、全員が候補者なので。だから立候補者という書き方でない書きの方が投票した時にいいのかな、というのは思いますね。

○久代委員 立候補を表明した人は必ず所信表明を述べよと、立候補じゃなくて志願された者は、必ず所信表明を述べるべきじゃないかと言われとるわけだ。

○村上委員 最初から全員の皆さん方が候補者なので、だからその中で特に自分はやりたいよという志願された方が立候補されるけれども、それでない方でもとりあえず自分はこの人がいいなと思う人が、12人の中から書いてもらえればいいという

のがこの条文であるので。だから、状況からすればこういうのもありなのかな、というのわかります。

○坪倉委員長 近藤委員。

○近藤委員 分かりにくいですがけれども、要するに本人は志願はしないけれど、廻りの皆さんは是非やって下さいという方が多い場合も想定してあるという事ですよね。

○村上委員 可能性はある。

○福田委員 それがおかしい。何の為に表明するだい。自分の入れたい人に入れればすむ。

○村上委員 だけどもね、今まで我々も選挙で選ばれた人間だとすれば、そこら辺の常識はあるんじゃないですかというのが、ここの書いてないけれども文言の中に隠れとると思いますよ。

○福田委員 私は、立候補は所信表明した人に入れればいいと思うよ。私は。

○坪倉委員長 福田副議長の言われる件につきましては、地方自治法103条において公職選挙法を準用するという規定が設けられておりますが、その準用する条項につきましては、第46条の第1項では、候補者1人の名前を記載をする。それから、同条4項にあります無記名の秘密投票とするということ。48条にあります、代理投票が認められると。それから、68条の第1項にあります、投票の無効原因。例えば、規定された投票用紙を使用しない場合ということなんですけれども。それから、その候補者以外の文字や絵を書いたらいけないという事。それから、法定得票数による当選人の決定第95条。これがいわゆる公職選挙法の中の、この部分が準用されとるという事からして、公職選挙法にあります立候補の届出というところは準用されていないので、そこを表明した者に限るという事にすれば、地方自治法に抵触するという事で、それは盛り込めないと思っております。ですので、繰り返しになりますけれども、但し書きに規定をしておりますように表明した者に限定をされないという事で、そこは法律を守る立場のものとして御理解をいただきたいと思っております。よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○坪倉委員長 会議規則の改正については皆さんの同意をいただきましたので、6月議会あたりに発議できればと思っておりますが。ただこの会議規則はこれでいいと思いますが、細則を決める必要があります。例えば、この志願者はいつまでに届け出がいいのか、いらぬのか。その場で手を上げれば志願者になりうるのかということ

もありますし。1番大きいところはそういうところなんですけれども。議長選挙、特に議長選挙という事になると、副議長の方がされるか臨時議長がされるのかという事になるんですけれども。口述の書き方とかもあると思うので、事前の届け出が必要か、必要でないか。そういったところも内規といたしまししょうか、細則を相談をしておく必要があるのかなというふうには思っております。古都副委員長。

○古都福委員長 副議長という、今言葉が出たですけれども。まだ副議長も決まっていないうけで。通例、改選後が一番それなので、そうするとこれまでの事からいうと、いわゆる仮議長が第26条で活躍されるわけですけれども。それはその場でいいんじゃないかと思えますけれどもね。本人が意識をして所信の準備、表明の準備をしておられれば、選挙開始の宣告があった時に挙手をされて自分はこういうことをやりたいということと言われれば。前もって受け取る人もいないわけですから、極端な場合には。そこまでは今回整理をする必要はないんじゃないかと私考えますが、皆さんどうでしょうか。

○坪倉委員長 そういう意見であります。近藤委員。

○近藤委員 自分もここの最後に限定されないという部分を尊重したら、志願しようとする方は前もって準備をしていることだと思いますし。誰にも資格があるという観点からは、その場、要するに宣告されてからでもいいじゃないかと思えます。

○坪倉委員 他に意見はありませんか。久代委員。

○久代委員 仮に任期途中に、例えばですよ、議長の欠員が生じたりした場合は副議長が議長を務められるわけだから。だからこれに基づいて今度議長が宣告される。そのあとの条項に書いてある志願する者とはいうことで、ただちょっと慣れるだけでよく条項を理解しておればスムーズに私は行くと思う。かえってあまり細かいことを決められない方が、色々皆さんも考えるところもあるでしょうし、その方がかえってすっきりするのかなというふうに私は思います。

○坪倉委員長 他に意見がありませんか。そうしますと、事前の届け出等は必要ないということだと思います。何か協議する必要があるとすれば、また議会運営委員会等で議論をされるものと思っております。そうしますと、1番目の協議事項に挙げております会議規則の改正、議長、副議長立候補者の所信表明。協議のところと若干本文が、表現が違っておりますけれども、要するに志願者の所信表明についてという件については終わりたいと思います。次に掲げております議員定数についてで

ありますけれども、昨年この委員会が発足した時から議員定数について、協議、検討しようということで委員会がスタートいたしております。その後、昨年10月の議会報告会、町民との意見交換会等でも、町民の皆様からも意見をいただいておりますが、その議会、町民との意見交換会のまとめを、昨年12月議会の中で行ったわけでありまして、その結論として、町民の中に最近の議員選挙における立候補者数の減少等から町民の中に定数を減らすべきとの意見があります。議会制民主主義における議会の権能責務の達成と民意との整合性の中で、議員定数を検討していきたいという結論を出していただいております。検討、今後において検討していくということにしておりますので、これからこの委員会として検討していきたいと思っております。私の想いといたしましては、1年後を目途に、この委員会で結論を求めていきたいなと思っております。当初、議長の発言では、改選期の1年前までという発言もあったわけでありまして、この委員会としてずるずるとするのもどうかと思っております。改選期から言えば2年前になるわけですが、これから1年間あれば議論が尽くされるのではないのか。町民その他の皆さんの意見を聞いた上で取りまとめることができるのではないかなと思っております。この特別委員会のあり方、運営そのものにも関わることではありますが、1年後を目途に進めていきたいと思っております。各議員さん委員さんにおかれましても、日頃の議員活動の中で町民の意見を色々聞いておられると思いますし、考えも持っておられることと思っております。その辺をさらに整理をしていただいて、次の委員会といいたしましょうか、ちょっとまだいつ開催するか未定でありますけれども、次の委員会にはある程度意見の表明ができる、自分の意見或いは町民の意見の代弁でもいいですけれども、表明ができるような準備をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○坪倉委員長　それでは、本日は具体的な議論は行いません。次回までに準備をお願いしたいと思います。その他用意していませんが、皆さんの方から何かありますか。

○久代委員　今、委員長がおっしゃったことと、1年後を目途にということで、どういうことを住民の意見をさらに聞いていく、或いは公聴会を開くとかそういうことの手順もね。我々は我々として意見表明今度次期委員会にはするけれども、但し広く住民の意見をどういう手法で聞かれるかということも、今度の会では大体のスケジュール、1年後ということですから、大体こういうことをしたらどうかということも含

めてね、スケジュール的なことも併せて、今度の委員会では検討していただきたいという意見を申し上げておきたいと思います。

○坪倉委員長　ありがとうございます。次の委員会を経た後ですけれども、可能ならば参考人の意見を聴取する機会を持ちたいと思います。公聴会という制度もあるんですけれども、過去の例から見てなかなか町民の皆さんに参画がしてもらえていない自体があります。ので、町民の皆さんの意見は、10月、11月に予定されます意見交換会、議会報告会の場でしっかり伺っていきたくて、それまでに専門知識のある方々に来ていただいて参考人としての意見を聴取したいなと思ってますが。若干予算の絡みの方も出てくるのかなと思っておりまして、その辺は協議をしていきたくてと思います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○坪倉委員長　他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○坪倉委員長　ないようにありますので、本日の委員会はこれにて終了いたしたいと思います。ご協力ありがとうございました。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成　　年　　月　　日

委員長

副委員長